

隣地所有者の生活利益を侵害しないように配慮すべき義務を負い、誠実交渉義務がある、と明言した。相隣関係の紛争防止について、互譲の精神を強調した重要な判決である。なお、建築基準法六五条が準耐火構造に適用されないのは、当然であろう。

最近の判例から

(13)

マンション建築工事の情報開示請求

(大阪地判 平九・一二・二六)

判時一六五三一(二八)

橋本 行雄

マンション建設業者の意見書に対する、情報公開条例に基づく住民の開示請求について、町が非開示事由にあたるとして拒否したのは、違法であるとして、町に国家賠償を命じた事例（大阪地裁平成九年十二月二六日判決 確定 判例時報一六五三号一二八頁）。

一 事案の概要

業者Aは、平成二年三月、Y町内の土地を取得し、マンション（十一階建、二百三戸）の建築・分譲を計画した。

Y町には、「宅地開発等に関する指導要綱」があり、同要綱によれば、本件マンションは戸数八八戸、公共空地五四四・五㎡、開発負担金一戸当たり八十万円の支払いをしなければならなかったが、Aは、この要綱に従わなかった。

平成四年六月、Aは、都市計画法二九条の

開発行為の許可申請に係る事前協議の添付資料として、「指導要綱の指導は相手方が任意に應じる限りにおいてであり、相手方が拒否した場合は内容を強制することはできず、開発事前協議等を中止させる権限は、Yにはない」とする意見書をYに提出した。

Y町の住民Xらは、Aの分譲マンション建設に反対し、Yに対し、平成五年十一月から平成七年四月までの間、前後九回にわたり、Y町情報公開条例に基づき、同マンション建設について、情報の開示を求めた。

Yは、Aの意見書を開示すると、Aの企業イメージを低下させ、本件分譲マンション販売活動に支障を来たし、事業活動に重大な損害を与えるから、同条例五条一項三号（法人に関する情報であつて、公開することにより当該法人に著しい不利益を与えることが明らかな情報）に該当し、また、Aに対する今後

の指導要綱に基づく行政指導に支障が出るから、同条同項四号（「交渉記録その他関係者の利害が含まれている情報で、公開することにより行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じることが明らかかな情報」）に該当するとして、非公開とした。

本件マンションは、平成七年三月完成し、Yは、平成七年九月本件意見書を公開した。Xら（七名）は、Yが違法に非公開としたとして、Yに対し、国家賠償を求めた。

## 二 判決の要旨

- (1) 本件条例の非公開事由該当性の判断は、限定的かつ厳格になされる必要がある、当該情報の開示により、具体的な「著しい不利益」や「著しい支障」の発生することが、客観的にも明白な場合でなければならぬ。
- (2) しかし、Yが本件意見書を非公開とした時点において、本件要綱に従う意思のないAの姿勢は、既にY町民の公知の事実であり、意見書を公開しても、Aに対する町民のイメージを著しく悪化させ、Aの事業活動および使用に関して具体的に著しい不利益を与えることが客観的に明白とはいえないし、また、本件意見書を公開したからといって、Aの協力がより困難となり、今後

の業者に対する行政指導に支障が生じるといふ客観的な危険はなく、行政の公正と円滑な執行に支障が生じる具体的な事情は認められない。

- (3) 従って、Yは本件意見書を公開すべきであつたのに、非公開決定をしたのであるか、国家賠償法1条に基づき、Xらの損害を賠償すべき義務がある。
- (4) よって、Yは、Xらに対し、それぞれ六万円（慰藉料五万円、弁護士費用一万円）を支払え。

## 三 まとめ

行政機関の情報公開をめぐる紛争は、最近増加の傾向にある。

本件は、マンション建設業者の意見書の公開請求について、町の拒否処分は情報公開条例の非開示事由に当たらず違法であるとして、町に国家賠償を命じたものであるが、初めての事例であろう。

なお、これまで、建築確認申請添付図面の閲覧申請拒否処分に違法はないとした東京高判平成三年五月三十一日（判時一三八八号二二頁）、リゾート開発計画公文書非開示決定に違法はないとした高松高判平成六年五月三十一日（判タ八五四号一〇五頁）、固定資産税評価替

え公文書非公開処分を取り消した東京高判平成五年三月二日（判時一四五八号四九頁）等がある。

（調査研究部調査役）